

令和５年度近畿農政局農業農村整備事業等事業評価技術検討会（第２回）
「江井鷲ノ巣地区」 議事概要

- １ 日 時：令和５年12月14 日（木）14:20～15:20
- ２ 場 所：兵庫県一宮事務所会議室
- ３ 対象地区：農村地域防災減災事業「江井鷲ノ巣地区」
- ４ 出席委員：岩間 憲治 滋賀県立大学環境科学部准教授
浦田 千恵 京都府生活協同組合連合会理事
岡田 知弘 京都橘大学経済学部教授
藤原 正幸 京都大学大学院農学研究科教授（委員長）

５ 審議内容

（１）国が行う補助事業事後評価の進め方について

特に意見なし

（２）事後評価地区別評価結果書（案）について

（藤原委員）

資料２のＰ４、６今後の課題等で、施設の長寿命化が図られるよう適切な維持管理を行っていく必要があると記載されているが、具体的にどのような維持管理を想定しているのか。

（田中防災課長）

施設の長寿命化を図る維持管理については、水抜ボーリングの洗浄等、地元の管理ではできないことは県が行うことを想定している。

傍聴されている兵庫県から補足があれば、お願いしたい。

（兵庫県）

本事業により整備された施設は、県が長寿命化計画を定め管理している。具体的には、地下水排除工（水抜ボーリング）の中にカメラを入れ、詰まり具合を確認し、必要に応じて洗浄している。ボーリングが断裂している場合は、補助事業で更新を行うこともある。水量の監視など日常管理は地元の地すべり委員が対応している。

（藤原委員）

資料２のＰ２、２事業により整備された施設の管理状況で、地すべり委員が行う日常管理のためのチェックリストはあるのか。

（兵庫県）

チェックリストを県で作成して地すべり委員に配布している。また、年１回研修会

を開催して、監視方法を周知している。

（岡田委員）

管理にかかる予算についてはどのようにしているのか。

（兵庫県）

水抜きボーリングの洗浄については補助事業があり、国 50% 県 50% で負担して行っている。日常の軽微な補修等は県単独予算で行っている。地すべり委員は無償で協力いただいている。

（岩間委員）

毎年度の県単独予算の規模はどれくらいか。

（兵庫県）

管理に係る県単独予算については、県全体で平均すると毎年 500 万円程度を計上している。区域看板の交換や草刈りなどに充てている。

（岡田委員）

草刈りについて、江井鷲ノ巣地区の法枠工の箇所は草がかなり繁殖していたが草刈りは地元の方が行うのか。

（兵庫県）

施設の設置場所によって異なり、今日、現地で見た田の法面にある水抜きボーリングの箇所などは地元の方に草刈りをやってもらっている。施設によっては山の中にあつたりするので、その場合は業者に行わせる。なお、法枠工の箇所については、頻繁に草刈りする必要はなく、5 年に 1 回程度、業者に草刈りさせ、その後、施設の点検を行うこととしている。

（藤原委員）

資料 2 の P 2、3（1）地すべり被害の防止で、本事業実施前の平成 15 年度に 19 件の被害があり、本事業の実施後は被害が発生していない旨記載されているが、平成 15 年度は何年に 1 回程度の確率の強い雨だったのか。事業完了後に同様の強い雨は降っていないのか。

（防災課長）

平成 15 年度だけが特殊な降水量だったのか、毎年度の降水量等のデータについて確認する。

（岩間委員）

資料２のＰ２、３（２）地すべり防止区域内の農地、農業用施設の変化で、水稻の作付面積が21haから16haに減少している。現地で、耕作を継続することで地下への浸透を防いでいるとの説明であったが、作付面積が減少し耕作放棄地が増えることで、田んぼの保全管理がされなくなり、地すべり防止の効果が減少すると思われるが、耕作放棄地への対策は何か考えられているか。

（防災課長）

現地で説明があったように、地区の方たちが草刈りをするなどの対応をされているところもある。他に対応されていることがあれば、傍聴されている兵庫県、淡路市から補足があればお願いしたい。

（兵庫県）

県として多面的機能支払交付金の共同活動で耕作放棄地についても草刈りをするなど、農地の保全管理に力を入れているところである。

また、ほ場整備事業の実施により、法面や道路の面積が増えて農地の耕作面積が減っていることもあり、5ha全てが耕作放棄地となった訳ではない。

（淡路市）

中山間地域等直接支払制度と多面的機能支払制度の両方を活用し、農地の最低限の維持管理はしている。

（岡田委員）

2000年の中越地震の時、山古志村の調査をさせてもらって、耕作放棄地率と地すべり発生危険度がほぼ比例状態となっていた。耕作放棄地で何を作るかは別として、作付けすることが地すべりへの対策であると考え。この地区では水稻と玉ねぎ、レタスなどの組み合わせとか集落営農と個別農家の年間スケジュールとか独自の状況があるとは思いますが。

（前田地方参事官）

耕作に限らず花を植えたり緩衝帯にしたりといった粗放な方法での管理の仕方も考えられる。

（淡路市）

地区の中に、憩いの場として耕作していない農地に花木を植えて年に2、3回草刈りを行い、管理している個所もある。人が集まる機会ができることで地域の課題を話し合えるなど波及的な効果もある。

評価結果書には記載はないが、地域で年2回集落の祭りのような行事を開催し農作

物を持ち寄ったり鯉のぼりをあげたり、本事業を契機にコミュニケーションが図られている。

（岡田委員）

そういうことも評価結果書に書いたほうがよいのでは。

（浦田委員）

現地調査参考資料の事業概要で、当初計画に比べ完了時で土工の量が大きく減少しているのはなぜか。

（防災課長）

本事業と同時期に、ほ場整備事業も実施されており、ほ場整備により農地が整備されたことにより、押え盛土と同等の効果が得られた個所もあり、防災上の安全率が確保された。このため、本事業の土工量を見直した結果、減少となったものである。

（岩間委員）

資料2のP2、3（2）地すべり防止区域内の農地、農業用施設の変化で、ため池が18箇所から10箇所に減った理由は用水量が減ったためか。

（防災課長）

ほ場整備事業の実施等に伴い、使用されていないため池も含め、ため池の統合や廃止が行われたものである。現状の農地に必要な用水の供給機能は変わらない。

（岩間委員）

現地でHブロックの状況を見させていただいたが、地区内には同じように施工したブロックが何箇所もあるが、同じように効果が発生していると考えてよいか。

（防災課長）

事業完了後、地区内での被害は報告されていないことから、効果が発生していると理解している。

（藤原委員）

ほかに何も無いようであれば、これで議論を終わりたいと思います。本日の審議を踏まえて、事務局は評価結果書の修正をお願いします。

以 上